

吾妻公園集客施設整備・管理運営事業 公募説明会 質問と回答

企画部地域政策室

No.	該当箇所	質問事項	回答
1	公募設置等指針 P8 1 (9) 4)	「指定管理と連携の上」と書いてありますが、どこまで指定管理者は決まっておりますでしょうか。	公募設置等指針P8に記載のとおり、公園全体の指定管理者については、検討中です。なお、管理運営にあたっては、文化芸術施設を含めた公園全体の指定管理者と連携していただくことを想定しています。
2	公募設置等指針 P12 2 (4) 1) P24 3 (7) 4)	P12に「建築基準法・・・の規定に適合する常設の建築物とし」とあり、P24の評価の基準では「公園建築としてランドスケープや意匠の重要性を理解し、これを踏まえた建築デザインとなっているか」とあります。公募対象公園施設は、「建築物」としてのカフェ等が想定されており、例えばキッチンカーのような仮設、常設の建築物でない形態による飲食サービスの提供は想定されておらず、仮に提案が可能としても評価が相対的に低い、という理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりご提案いただく公募対象公園施設については、公募設置等指針P12に記載のとおり、建築基準法に規定する常設の建築物である必要がございます。 なお、本市においては、トレーラーハウス等のうち、「規模、形態、設置状況等から、随時かつ任意に移動できる」とは認められないもの、「常設を目的とするもの」、「他法令により特定の住所が必要となるもの」については、建築基準法に規定する建築物として取り扱うことから、公募対象公園施設として提案可能です。トレーラーハウス等の取扱いの詳細については、以下をご確認ください。 https://www.city.kisarazu.lg.jp/kurashi/sumai/todokede_shinsei_horitsu_kisoku/13098.html また、例えば、「建設コストを抑制することで、飲食施設の提供メニューやサービスを、市民が日常的に利用しやすい価格帯とする」など、施設の構造や形態等の採用に関する合理的な理由やランドスケープとの整合についても合わせてご提案いただければ、それらを含め、総合的に評価いたします。
3	公募設置等指針 P18 3 (3) P19 3 (4) 3)	質問の受付期間は3月3日（火）から3月17日（火）までとありますが、計画期間中も疑義や質問が出るため、受付締め切り日の延長を検討していただきたいです。	参加資格の確認通知後に、追加の質問を受け付けるものとします。追加質問の受付期間は4月13日（月）から4月27日（月）とし、回答については5月1日（金）に市ホームページに掲載します。
4	資料10 P6	文化芸術施設内に飲食店が入る予定はありますでしょうか。	文化芸術施設内への飲食店の設置予定はなく、自販機等の設置を想定しています。
5	資料10 P8	駐車場の利用可能時間と利用料については、どのようにお考えでしょうか。	駐車場は24時間利用可能であり、利用料について、検討中です。
6	その他 基本設計書（公園） P13	基本設計において、エリアごとの方針にクラブハウス（民活）が記載されていますが、この取扱いはどうなったのでしょうか。	クラブハウスについては、基本設計において、交通公園に係る管理スペースや自転車倉庫等を備えた公園全体の管理棟機能を有する施設を想定しておりました。 本事業においては、上記想定を踏まえ、任意提案施設としてご検討ください。